

第8回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月25日(木) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 14人

会長	1番 内海 武博						
会長職務代理者	2番 作田 博	3番 折元 文則					
	4番 上野 悟	5番 安井 弘之	6番 夏見 弘則				
	7番 得納 逸二	8番 宮丸 和也	9番 鈴木 義昭				
	10番 萩田 光	11番 日南田貴美	12番 吉儀 良弘				
	13番 桜井 陽子	14番 島津 健治					

農地利用最適化推進委員 なし

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員の指名 2番 作田 博 3番 折元 文則

6. 議事日程

第1 付議事項

- 議案第39号 世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について
- 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について(4件5筆)
- 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件2筆)
- 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について(2件2筆)
- 議案第43号 非農地証明申請について(11件13筆)
- 議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)
- 議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について(利用権設定)

第2 協議事項

- (1) 世羅町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準(案)
について

第3 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- (3) 農地転用(農業用施設)届出書の受理について
- (4) 農地改良届出書の受理について
- (5) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
- (6) 農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)
- (7) 農業相談について

第4 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 山口 徹・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課 主任主事 後迫 洋行

9. 傍聴者

なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

(開会 13時30分)

事務局

定刻となりましたので総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中に席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長

はい、皆さん、改めましてこんにちは。いよいよ秋本番を間近に控えて、忙しい毎日をご過ごされていることと思います。我々のところはちょっと倒れましてね、皆さん方のところはどうなんでしょうね、去年よりは少し草丈が長いんじゃあなからうかと皆で話したところですけども、ちょっと倒れてしまうと刈取り等に非常に困難を極める状況になってくると。そんなようなことで懸念をしている次第でございます。

それでは第8回農業委員会総会を開会します。現在の在任の委員は14人で本日の出席委員は14人です。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、2番 作田博委員さん、3番 折元文則委員さんにお願いします。

(報告事項)

議長

付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局

はい、議案集85ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。今回、合意解約の関係が6件ございます。(以下6件16筆について議案集により報告。) 説明については以上です。

(付議事項)

(議案第39号)

議長

それでは議案第39号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」を議題といたします。この議案は、世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められています。この件については、世羅町産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課

はい、失礼します。産業振興課の後迫です。それでは議案第39号「世羅農業振興地域整備計画変更について」の説明をさせていただきます。こちらは、先月7月の総会において同じく世羅農業振興地域整備計画変更について審議していただいたところですけども、その案件の中で1件、位置番号5番につきまして委員の方から質問がありましたので、今回、質問に対して回答をした上で改めて審議をいただきたいというものでございます。それでは案件の内容について、改めて説明をさせていただきます。大字安田字ヒルガソウ10776-1の一部2,231m²、同じくヒルガソウ10726の一部4,783m²、合計面積は7,014m²でございます。除外理由につきましては、資材置場にするためというものでございます。それでは、先月の総会において出た質問について回答

させていただきます。質問の1つ目「当該農地に隣接する道路は町道か。町道の場合、当該農地が除外された後にも適正に管理されるのか。」に対する回答でございます。こちら隣接する道路は町道_____線になります。町道でございますので、道路の適正な管理については引き続き町の建設課において行われます。続きまして質問の2つ目「当該農地は、過去に国費事業等によって基盤整備等が行われた農地ではないか。」でございます。登記簿で確認しましたが、基盤整備事業は行われておりません。その他の事業においても、過去10年は行われておりませんので補助事業等の制約はないものと認識しています。質問3点目「具体的にはどの様な資材を置く計画なのか。」でございます。こちら建築資材用地としての利用を計画されておりまして、資材を置くスペース、運搬車両の運搬スペースに加え、資材保管用の倉庫と作業小屋を設置される予定です。説明は以上です。よろしくお願いします。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、6番委員。

6番 この別紙1の理由の中にですね、変更後の他の農地への影響は軽微であるという表現なんですが、軽微ということは、何か問題が残っておるということですかね。

産業振興課 失礼いたしました。別紙1に書いております「変更後の他の農地への影響は軽微である」と言う記述なんすけれども、こういう記載の仕方を普段しておりますとおりまして、今回の案件につきまして、他の農地については正確には影響はないものと認識しているのですが、軽微と言う書き方をしております。紛らわしくて申し訳ないんですけども、影響はないものと認識しております。

6番 大変申し訳ないんだけど、軽微であるということを残したままどういうふうに審議をしたらいいのか理解できないのですが。

産業振興課 はい。今回の案件は一部の除外ということで、除外する農地は2筆あるんですけども、そのどちらも一部除外ということで、農地として残す部分については現在、ビニールハウス等が設置されているものなんですけども、ビニールハウスと隣接する所を、今回除外と言う事なんですが、農地から除外する部分もこの農地以外のものに利用した上におきましても、現在、ビニールハウスになっているところへの、農地上の影響はないものと考えております。

別紙1の理由欄「資材置き場に供するため除外、当該土地については、代替えすべき土地が無く、変更後の他の農地への影響は軽微である」を、「変更後の他の農地への影響はない」に変更させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 よろしいですか。

6番 はい。

議長 他にはありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。今の影響が「ない」ということを誰が確認されるんですか。

- 産業振興課 確認ですか。
- 議長 要らないんですかね。
- 産業振興課 要らないというと何ですけども。
- 10番 また提出されるんだと思うんですけども。文書を変えたということを確認はしなくていいんですか。
- 産業振興課 失礼しました。今回の案件の農地についてはですね、除外の申し出が出た段階で現地の確認をしておりまして、その上で農地への影響はないと判断しているものでございます。以上です。
- 10番 それは、良いんですけど、文書はそういうふうに書き替えるんですか。
- 産業振興課 この、別紙1のことのございますか。
- この別紙1につきましても、影響はないと修正させていただきます。こちらの案件につきましては、広島県とも協議をしているものでして、修正した文書について県にも協議をさせて頂こうと思います。
- 議長 今の質問の内容は、この文章を変えるにあたって、確認をしてから変えるんと違うんかと。こう言う話ですよね。それについてどうか。
- 事務局長 産業振興課長の立場から良いですか。
- 議長 はい、産業振興課長。
- 産業振興課長 失礼します。産業振興課長の立場として発言させていただきます。担当の後迫が説明させていただきましたが、補足いたしますと、この度、別紙1の「軽微である」という表現でございますが、通常この除外について提出する場合に、影響がない場合がほとんどなんですが、そういった影響がない場合においても、一定のひな型を使って書いており、今回この軽微であるという書き方をさせていただきました。これにつきましては、本来最初から「影響はない」というふうに書くべきものだったのでございます。ですからこれを訂正するにあたって、もう一回確認をしてということではなくて、既に、提案をさせていただく前に現地は、先ほど言いましたように見てですね、担当側としては、影響のないものとして持ち帰っておりますので、最初から「ない」ということで提出させていただくべきものでしたので、今回ここで訂正させていただくことになるんですが、元々から問題は無いものとして提出させていただくべきものだったというふうに判断いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
- 議長 はい、10番委員さんどうでしょうか。
- 産業振興課長 書き間違いととらえていただければと思います。
- 10番 それは、いいんですが。確認するのは会長ですか。
- 議長 訂正後の確認ですか。
- 10番 訂正後の確認です。
- 議長 はい、私がさせていただきます。
- 議長 それでよろしいですか。
- 10番 はい。
- 議長 訂正された後、私が確認させていただきます。
- 産業振興課 お願いします。

議長 はい。
議長 他にはありませんか。
議長 ございませんか。はい。
議長 では、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、それでよろしくございましょうか。
議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長 はいありがとうございます。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第40号)

議長 はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、現地調査員さんからの説明を、農業委員会事務局から行い、事務局の説明及び報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(付議事項)

(議案第40号)

議長 それでは、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」(4件5筆)を議題といたします。

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集1ページをご覧ください。議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(議案集により申請内容及び現地調査内容について朗読説明。)

(議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現地目	地積
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)財産処分。 (受)空き家バンクで農地を取得し、管理する。 (令和4年7月下旬面積設定)	行旨・勝見・黒木啓 (現地確認)8月15日、16時から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。	畠1筆	178m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)耕作・管理が困難なため売却する。 (受)自宅から近距離にあり耕作の利便もいいため。	行旨・勝見・黒木啓 (現地確認)8月15日、15時から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。	畠1筆	642m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)財産処分。 (受)空き家バンクで農地を取得し、管理する。	梅田・鍛冶谷・真野 (現地確認)8月21日、8時から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。	田2筆	1,823m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)財産処分。 (受)空き家バンクで農地を取得し、管理する。 (令和4年7月下旬面積設定)	梅田・鍛冶谷・真野 (現地確認)8月21日、8時から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。	畠1筆	251m ²

事務局からは以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。

質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱うことに賛成の方は、
拳手をお願いします。 (全員拳手)

議長 はい、ありがとうございました。全員拳手により、申請どおり許可するもの
として取り扱います。

(議案第 41 号)

議長 続きまして議案第 41 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」

(1 件 2 筆) を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 20 ページをご覧ください。議案第 41 号「農地法第 4 条の
規定による許可申請について」です。(議案集により申請内容及び現地調査内
容について朗読説明。)

(議案第 41 号の内容「農地法第 4 条の規定による許可申請について」)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	事業概要
[REDACTED]	畠 2 筆 95 m ²	墓地	藤高・勝見・黒木啓	現況 畠 第 2 種農地 農用地区域外
(現地確認) 8 月 15 日、17 時から 3 名の委員で実施され、 問題は無いというご意見をいただいております。				

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。質疑・
意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは採決いたします。申請通り許可として取り扱うことに賛成の方は、
拳手をお願いします。 (全員拳手)

議長 はい、全員拳手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。あり
がとうございました。

(議案第 42 号)

議長 続きまして議案第 42 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
(2 件 2 筆) を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 30 ページをご覧ください。議案第 42 号「農地法第 5 条の
規定による許可申請について」です。(議案集により申請内容及び現地調査内
容について朗読説明。)

(議案第 42 号の内容「農地法第 5 条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	転用目的等	現地調査委員	備 考	
[REDACTED]	[REDACTED]	●広島県農業会議「意見聴取案件」 駐車場	勝見・黒木啓・藤高	田1筆 1,497 m ² 第1種農地 農用地区域除外済	
(賃貸借権設定)	[REDACTED]	(現地確認) 8月15日16時30分から3名の委員で実施され、農地転用について問題ないというご意見をいただいております。			
[REDACTED]	[REDACTED]	●広島県農業会議「意見聴取案件」 工事現場の作業 ヤード及び資材 置場(一時転用)	上羽場・亀田・正迫	田1筆 253 m ² 第2種農地 農用地区域	
(使用貸借権設定)	[REDACTED]	(現地確認) 8月20日17時50分から3名の委員で実施され、農地転用について問題ないというご意見をいただいております。			

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。2件目の件ですけど、これは4か月たつたら元へ復旧されるということですか。

議長 事務局。

事務局 はいそうです。元のように農地として復元される予定です。

議長 よろしいですか。

議長 他にはありませんか。

議長 よろしいですか。

議長 それでは採決いたします。申請通り許可として取り扱うことに賛成の方は、拳手をお願いします。 (全員拳手)

議長 はい、全員拳手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

また、1件目、2件目とも広島県農業会議へ意見聴取いたします。ありがとうございました。

(議案第43号)

議長 続きまして、議案第43号「非農地証明申請について」(11件13筆)を議題といたします。

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集47ページをご覧ください。議案第43号「非農地証明申請について」です。(議案集により申請内容及び現地調査内容について朗読説明。)

(議案第43号「非農地証明申請について」内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廢年月日	認可受けようとする畠	現地調査委員
		田 1 筆 126 m ² (現況 雜種地) (始末書提出)	H10 年頃	地目変更	茶谷・湯川・堀田
			(現地確認) 8月 21 日 9時 30 分から 3 名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。		
		田 1 筆 13 m ² (現況 原野)	H10 年頃	地目変更	茶谷・湯川・堀田
			(現地確認) 8月 21 日 10 時から 3 名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。		
		畑 1 筆 279 m ² (現況 雜種地) (始末書提出)	S58 年頃	地目変更	茶谷・湯川・堀田
			(現地確認) 8月 21 日 10 時 30 分から 3 名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。		
		田 1 筆 24 m ² (現況 宅地) (始末書提出)	H8 年頃	地目変更	堀田・是竹・茶谷
			(現地確認) 8月 21 日 9 時から 3 名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。		
		田 1 筆 1,068 m ² (現況 雜種地) (始末書提出)	H8 年頃	地目変更	稻田・相良・下原
			(現地確認) 8月 15 日 13 時から 3 名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。		
		田 3 筆 2,091 m ² (現況 雜種地) (始末書提出)	H8 年頃	地目変更	稻田・相良・下原
			(現地確認) 8月 15 日 13 時から 3 名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。		
		畑 1 筆 69 m ² (現況 宅地) (始末書提出)	H8 年頃	地目変更	溝上・若山・下野
			(現地確認) 8月 20 日 14 時から 3 名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。		
		畑 1 筆 148 m ² (現況 雜種地) (始末書提出)	S51 年頃	地目変更	溝上・若山・下野
			(現地確認) 8月 20 日 14 時から 3 名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。		
		畑 1 筆 80 m ² (現況 雜種地) (始末書提出)	H 元年頃	地目変更	下野・若山・溝上
			(現地確認) 8月 20 日 14 時 20 分から 3 名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。		

		畠 1 筆 290 m ² (現況 雜種地) (始末書提出)	H18年頃 (現地確認) 8月 20 日 14 時 50 分から 3 名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。	地目変更	下野・若山・溝上
		畠 1 筆 350 m ² (現況 雜種地) (始末書提出)	H18年頃 (現地確認) 8月 20 日 14 時 50 分から 3 名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。	地目変更	下野・若山・溝上

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。

質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り証明するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい。全員挙手により申請どおり証明するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 44・45 号)

議長 続きまして、議案第 44 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第 45 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画(案)について(利用権設定)」は、関連がありますので一括して議題といたします。

この議案は、それぞれ世羅町長より諮詢されており、農業委員会の意見を求めております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは別冊議案第 44 号「農用地利用集積計画作成について」について説明させていただきます。2 ページをお開きください。農用地集積計画の集計について、説明させていただきます。農用地利用集積計画の集計について読み上げさせて頂きます。

(以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)。

甲山地区 1 筆 288 m² 世羅地区 40 筆 44,860 m²

世羅西地区 5 筆 6,898 m² 合 計 46 筆 52,046 m²

続いて別冊議案第 45 号「農用地利用配分計画の作成について」農地中間管理機構の広島県森林整備・農業振興財団から配分計画されたものになります。世羅地区 33 筆 35,135 m² が懇意へ配分計画がされております。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょう

か。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、どうも、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 それでは、議長を折元副会長に代わります。折元副会長よろしくお願ひいたします。

(議長交代・3番 折元 文則)

(議長交代 14時12分)

(協議事項)

議長 はい、それでは協議事項(1)「世羅町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準(案)」について事務局の説明を求めます。

事務局 はい、別冊となっております協議事項(1)「世羅町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準(案)」をご覧ください。この運用基準(案)でございますが、今年度より、農地最適化推進委員につきまして、タブレット型端末を使用する予定でございますので、今後、農業委員でも使う予定もあるということを含めまして、今回、改めてタブレット型端末に関することにつきまして、運用の基準を定めるというものです。詳細は資料を事前に配布させていただいておりますので、説明の方は省略をさせていただきますが、運用基準に基づいて、様式別紙第1号「貸与端末機借用申請書」を出していただき、厳守事項等基準を守っていただきながら、タブレット型端末に関する運用を行っていきたいということでございます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、5番。

5番 安井です。このタブレットは、推進委員さん用ですか、農業委員会の会議でも使うんですか。

事務局 はい、先ほどのご質問なんですが、現段階では、最適化推進委員が活用するための運用基準が必要になっていたことで前提として上げさせておりますが、今後、農業委員さんにおきましても、総会等でタブレットを使う可能性がゼロではないということで今回、運用基準を定めさせていただくものでございます。

5番 はい、ありがとうございました。

議長 他にございますでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、挙手全員により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集86ページをご覧ください。報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」相続の関係でございます。(以下議案集により朗読説明)

(報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」の内容)

権利を取得した者	当該農地	地目地積	権利を取得した日	権利を取得した事由
[REDACTED]	[REDACTED]	田4筆 畑1筆 計3,175m ²	R4年6月3日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED]	田7筆 畑3筆 計11,287m ²	R4年2月21日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED]	田6筆 畑1筆 計7,123m ²	H17年8月14日	[REDACTED]より相続
(持ち分の2分の1) [REDACTED] (持ち分の2分の1)	[REDACTED]	田7筆 畑3筆 計9,635m ²	H26年7月20日	[REDACTED]より相続

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(3)「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集88ページをご覧ください。報告事項(3)「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。これは、農地法施行規則第29条第1項農地の転用例外に該当するもので、農地法第4条の例外で農地法第5条は対象にはなりません。（以下議案集により朗読説明。）

(報告事項(3)「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」の内容)

届出人	当該農地	地目地積	事業概要	土地利用計画
[REDACTED]	[REDACTED]	田1筆 108m ² (現況 雜種地)	農業用倉庫1棟 (始末書提出)	農振該当なし
[REDACTED]	[REDACTED]	畠1筆 117m ² (現況 畠)	農業用倉庫1棟 (始末書提出)	農振該当なし

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「農地改良届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集97ページをご覧ください。報告事項(4)「農地改良届出書の受理について」です。こちらに付きましては、盛り土高が1メートルを超える場合、または、工期が1年を超える場合は、4条申請の一時転用となります。それ以内であれば農地改良届出書の提出を以て変えることが出来るということで今回受理しております。届出者は[REDACTED]さん、当該農地は[REDACTED]

[REDACTED]1,041m²です。工事施工理由及び改良後の利用目的ですが、既設の農地法面のブロックの高さを延ばし、効率よく営農を行うため。完了後は引き続き、野菜を作付け予定です。工事期間並びに施工方法等ですが、令和4年9月21日から令和4年12月31日までに施工される予

定です。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（5）「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集103ページをご覧ください。報告事項（5）「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」です。

事業者	当該農地	事業の目的	事業概要	種別 農振計画
[REDACTED]	[REDACTED]	携帯電話サービス 拡大及び品質改善	無線通信用電波塔 (14.77mコンクリート柱)	第2種農地 農振農用地区域外
[REDACTED]	[REDACTED]	携帯電話サービス 拡大及び品質改善	無線通信用電波塔 (14.77mコンクリート柱)	第2種農地 農振農用地区域

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（6）「農地法第5条の規定による意見聴取（回答）について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集112ページをご覧ください。報告事項（6）「農地法第5条の規定による意見聴取（回答）」でございます。この案件につきましては、第6回、令和4年6月27日開催しました総会におきまして、議案第29号にて、許可相当と取り扱いをさせていただいております。その後、広島県農業会議の方へ意見聴取を行いまして、この度、異議ないと回答いただいたしております。こちらにつきましては、農地法5条の規定による許可申請の6月総会の3件目の世羅町大字[REDACTED]の工事現場の資材置場への一時転用ということで申請されておりました。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 報告事項（7）「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集113ページをご覧ください。報告事項（7）「農業相談について」です。相談日は、令和4年8月3日（水）場所は中央自治センターにおきまして、得納委員さん、桜井委員さんと行わせていただきました。相談が1件ございまして、世羅町大字[REDACTED]のO氏がご相談に来られました。相談内容でございますが、「農地を太陽光に転用したいが、農業振興地域に入っている農地がある。今後、どの様な手続きをしたらよいか。農業者年金について教えてほしい。」ということでございました。回答及び参考事項でございますが、農業振興地域からの除外は、年3回受付をしており、除外可能かどうかは、産業振興係へ確認してもらう必要がある。また、農業振興地域に入っていない農地については、転用可能と思われるが、最終的には総会において決定する事になること、農振除外後に5条申請と合わせて、利用権設定をされておられましたので、合意解約の提出が必要になると言う話と、中山間地域等直接支払い交付金の対象地の場合、返還が必要となる場合があるのでこれも産業振興係へ確認し

てもらうよう依頼し、あわせて、地区担当委員の茶谷最適化推進委員へも相談してもらうよう依頼させていただきました。農業者年金につきましては、詳細がその段階ではわかりませんでしたので、農業委員会事務局へ直接、相談してもらうよう依頼させていただきまして、同日来庁されまして請求内容につきましてご説明させていただいております。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集114ページをご覧ください。「今後の日程」です。

(以下、議案集により朗読説明)

(連絡事項(1)「今後の日程について」内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 者
9月7日	農業相談	西大田自治センター	夏見委員 作田委員	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
9月9日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館2階打ち合わせ室	役員全員	9:30~
9月24日	第22回フルーツ大団 世羅高原夢まつり	せらワイナリー	会長	来賓
9月26日	第9回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場 南館3階 会議室2	委員全員	13:30~

以上です。

議長 その他、事務局から何かありますか。

事務局 はい、ありません。

議長 委員さんの方から何か連絡がございますでしょうか。

1番 ちょっといいですか。

議長 はい。

1番 農業相談の時に「農業者年金について」というのは、どのような質問がされたのですか。

事務局 農業者年金を掛けているんですが、死亡した時でないと受け取れないというふうに聞いたんだけど、何年前に確認されたことがあって、再度もう一回確認したいということで来庁の方がございました。その内容ですが、当時の農業者年金の請求期間の要件によりまして、死亡時に相続人が受け取るようになっていると説明させていただいております。以上です。

議長 よろしいでしょうか。

1番 みなさん、分かられたでしょうか。

事務局 農業者年金は、入られた時期によって、請求等の条件といいますか、要件といいますか、その方が入られる期間や時期、年数、そういう状況によりまして農業相談の段階では、個人の資料がなく詳細なことが回答することが出来な

かったので、今回に関しては事務局へご相談いただきたいということでご案内させていただきました。

議長 よろしいでしょうか。

5番 農業者年金について、また詳しい研究みたいなものをしてもらえば。パンフレットはあるんですけど。どうも今一よく分からんので。それを農業委員の皆さんに、分かりやすく資料かなんかで説明会をやるときがあるのかどうか。

1番 はい、では、私の方から。実は今、何でこの農業相談のとこの農業者年金の件で話をしたかと言いますと、8月4日でしたかね、広島で会議がありまして、農業者年金の加入促進ということで、世羅町から、作田副会長、日南田委員さん、推進委員さんの溝上推進委員さんと私と4名、それに事務局から参加されて、研修会に参加しました。それを受けまして、実は今日、溝上さんにも来ていただいて、15時半から加入促進についての話し合いをしたいというふうに思っておりまして、今、おっしゃられた質問についてもですね、その席で話し合いをして、どのような形で皆さん方に報告すればいいのかということを決めたいというふうに思います。ということで、来月の総会の時には、もう少し分かり易いようなことを説明できればいいかなと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。それでもう少し言いますと、実は、年金加入者を増やしなさいとそのようなことがありまして、事務局の方で対象者をある程度絞り込んでいただいて、地区分けをしながら、皆さん方にもご協力をお願ひしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

5番 まあ、勧めたい人はありますけどね。

1番 おいでになる。

5番 居りますがね。

1番 それはいいことです。

5番 ただ、説明できるか出来んか言うたら。

1番 そうですよね。

5番 自信がないですよね。どうも分からん部分が多くて。

1番 はい、そうですね。ちょっとそれを踏まえて今日、みっちりやってですね、皆さん方に報告させていただければいうふうに思いますが、よろしくお願ひします。

議長 はい、何かありますか。

事務局 広島県の農業会議の方も、農業委員会で希望があれば、そう言う勉強会で説明させてもらいたいと言う話もありましたので、もし、そう言う声が沢山あがるようでしたら、こちらへ来ていただいて、勉強会をすることも出来ますので。

1番 それは良いですね。

1番 そうですね。今の事務局の言われたことを踏まえて、ちょっと今日、会議をしたいと思います。

5番 自分等の経験上ですね、ずっと事業でやって来たんで、農業者年金、前の農業委員、昔の農業委員さんに勧められたこともあるんですけど、どうも今一よう分からんで、まあいいやと。今になってみれば入っておけばよかったと思う

もんで。やっぱり若い人に、これは絶対入っておくんといけんなあ言うのを分かってもらうためのものがあれば。何年いくら掛けたら将来いくらになるというわかるものがあれば。いまだに分からんことがあるんで、推進しようと言うんなら、そこをはっきりして自信をもって勧められるような環境を作っていただきたい。

1番 議長 はい、わかりました。そういうふうな環境を作りましょう。

議長 はい、よろしいでしょうか。

議長 他に何かございますでしょうか。

議長 はい、ありがとうございます。これを持ちまして第8回世羅町農業委員会総会を終了します。本日の会場の片付けは、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、役員及び事務局で行いますので、よろしくお願ひします。

(閉会)

(閉会 14時34分)